

議案第44号

北名古屋市学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正
について

北名古屋市学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成29年8月30日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、市民の公共施設の使用において、各施設における使用条件の均衡と施設使用に係る市民負担の公平性を図ることを目的に使用料等を改めるため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市学習等供用施設の設置及び管理に関する条例（平成18年北名古屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第10条関係）

名称	使用区分 室名	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午前9時～ 午後5時	超過1時間 につき
		円	円	円	円
北名古屋市 高田寺 学習等供 用施設	休養室	180	240	360	70
	学習室	420	560	820	180
	集会室	810	1,080	1,620	350
北名古屋市 鹿田学 習等供用 施設	休養室	230	310	470	90
	学習室	270	360	540	110
	集会室	1,110	1,480	2,220	480

備考 超過時間は、1時間を限度とし、「超過1時間につき」の欄の使用料の算定について、1時間未満の使用であっても1時間に切り上げるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の北名古屋市学習等供用施設の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の施設の使用に係る使用料につ

いて適用し、施行日前の施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 改正後の条例の規定に基づく申請その他の準備行為は、施行日前においても、行うことができる。